

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 46 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成27年3月17日（火曜日）	開会 9時00分	閉会 9時20分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	大谷、井上、水口、柴田	事務局	菊井事務局長
			和田副主幹
欠席委員	渡邊		村井主任主事
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
	(2) 滝川スポーツクラブサンテプール内改修工事の実施について		
	2. その他について		
	なし。		
	3. 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 大 谷 久美子 ㊤		

平成27年3月13日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長
滝川市教育委員会委員長

前 田 康 吉
若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成27年3月10日付け滝議第204号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長

山 崎 猛

総務部次長

五十嵐 千夏雄

総務部総務課長

中 島 純 一

総務部総務課長補佐

小 畑 力 也

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部次長

河 野 敏 昭

教育部社会教育課長

景 由 隆 寛

(総務部総務課総務係)

第46回 総務文教常任委員会

H27. 3. 17 (火) 午前9時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《総務部》

（1）一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について （資料）総務課

《教育部》

（2）滝川スポーツクラブサンテプール内改修工事の実施について （資料）社会教育課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第46回 総務文教常任委員会

H27. 3. 17 (火) 9 : 00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9 : 0 0

委 員 長 第46回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長 それでは、委員動静ですが、渡邊委員が欠席。傍聴として木下議員が出席しております。

1. 所管からの報告事項について

委 員 長 1、所管からの報告事項について、総務部、(1)、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小畑課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。議案関連となっておりますのでご注意ください。
質疑ありますか。

副委員長 赴任旅費と単身赴任手当の違いについて伺います。また、滝川市ではどのような対象者がいるのか伺います。

小畑課長補佐 赴任旅費は、これから4月に向けて東京の新日本スーパーマーケット協会や地域活性化センターなど、そういったところに職員を派遣する場合、最初の引っ越し代という意味合いで赴任旅費を支出します。これは旅費の条例に基づいて支出するものです。単身赴任手当は、二つのかまどを持って生活をするということで、その引っ越した後の毎月の生活費の補填ということで、支払うものです。対象となるのは、例えば東京に単身で地域活性化センターや新日本スーパーマーケット協会へ行く、あるいは札幌の道庁へ行くことがあった場合に、滝川に家族を置いて単身で行かなければならないものについて、月額をその距離区分に応じて支給するということです。

副委員長 赴任旅費について、例えば家族を持っている場合は金額に何か違いがあるのか、本人だけしか出ないということになるのか伺います。

小畑課長補佐 赴任旅費につきまして、移動する者が1人で本人だけなのか、あるいは家族も一緒なのかによって金額は違います。家族が移動する交通費等の分も一緒に支出することになります。

委 員 長 ほかに質疑はありますか。

柴 田 民間賃金の低い地域という言葉が出てきたのですが、例えば滝川市において、どこの地域の民間賃金を想定しているのか。この民間賃金の低い地域というのは、例えば徳島だったり、いろんなところがあるのですが、今までは道内とか、空知管内ということととらえていたのですが、この民間賃金の低い地域というのはどういう意味で言われているのか伺います。

小畑課長補佐 今回、民間賃金の低い地域と申し上げましたが、これは、全国の中での民間賃金の低い地域ということであり、今回、国が見直しを行うに当たり、全国の都道府県を4分割にして、その中で4分の1の低いグループが青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県で、その12県を一つのグループとして、そこが全国の中で、民間賃金が低い地域で公務員賃金が2パーセント上回っている地域であるということで、そこに水準を合わせています。低い地域はその12県となっております。

柴 田 小畑課長補佐 その低い地域に全国の自治体の給与水準を合わせるということなのですか。全国の中で見た民間賃金の低い地域に国家公務員の給料を2パーセント引き下げて、その低い地域に合わせるというもので、滝川市の職員の給与水準についても国家公務員に合わせて引き下げたいという考えでございます。

柴 田 政令指定都市とか、そういうところも同じだと考えてよろしいのか伺います。東京都特別区のような高いところの事例があるので、政令指定都市はいろんなところにありますから、そういうところもそういう措置をとるということか伺います。

小畑課長補佐 東京都特別区を含めて、政令指定都市や、北海道の場合だと札幌市も含めて2パーセントの引き下げになります。その分を都市部の手当として、地域手当なりに上乗せして、都市部については下がらないような措置がとられることのようにです。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。次、教育部、(2)、滝川スポーツクラブサンプール内改修工事の実施について説明願います。

(2) 滝川スポーツクラブサンプール内改修工事の実施について

景由課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

柴 田 質疑ありますか。

景由課長 工事期間、開設準備期間を含めて、随分、長期間だという印象があって、もっと工事期間、その開設準備期間を含めて短縮できるのではないかと。市民サービスという面からいって、もう少し努力できるのではという感じがしますが、工事内容が鉄骨に保護ネットを取りつける作業ですから、そのことについて市としては、どのようなことで受けとめているのか伺います。

景由課長 私どもも少し長いのではないのかということと、もう少し簡易にできないのかということで、サンテ側とも話をさせてもらい、足場を組まないですする方法はないのかということで、協議をさせていただいたのですが、施工業者としても足場を組まないで作業をするという施工は今の基準では難しいということで、足場を組まなくてはならないとなると、プールの水を抜き、足場を組むところから始まって、工事も足場を解体するところまで入るということですので、実際にネットを張る期間はそれほどかからないのですが、その前後の資材調達から足場の解体までこれくらいの期間がかかってしまうということで了解したところでは。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委 員 長 2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長 3、次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

以上で第46回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 9 : 2 0